

**改正**

平成22年9月30日条例第23号

深谷市し尿等処理対策審議会条例

(設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、深谷市し尿等処理対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水の収集運搬及び処分に関して必要な事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 事業所の代表者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(関係者の出席)

**第7条** 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、し尿等処理対策担当課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則 (平成22年9月30日条例第23号抄)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(3)まで 略

(4) 第9条の規定 平成23年2月15日